

○佐賀市自治基本条例検証委員会規則

平成 26 年 4 月 1 日

規則第 37 号

改正 平成 30 年 3 月 23 日規則第 7 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、佐賀市まちづくり自治基本条例（平成 25 年佐賀市条例第 26 号。以下「条例」という。）第 32 条第 3 項の規定に基づき、佐賀市自治基本条例検証委員会（以下「検証委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 検証委員会は、委員 8 人以内をもって組織する。

2 検証委員会の委員（以下「委員」という。）は、学識経験を有する者及び市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、条例第 32 条第 2 項の諮問に係る検証委員会の答申が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第 3 条 検証委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員のうちから互選する。

3 委員長は、会務を総理し、検証委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 検証委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 検証委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員長は必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第 5 条 検証委員会の庶務は、地域振興部協働推進課において処理する。

(平 30 規則 7 ・ 一部改正)

(委任)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、検証委員会の運営に関し必要な事項は、委員

長が検証委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月23日規則第7号）抄
（施行期日）

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。